

令和6年度 岐阜県相談支援従事者主任研修実施要項

1 研修の目的

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について修得するとともに、地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす者を養成することを目的とします。

2 実施主体

岐阜県

(福)岐阜県福祉事業団ひまわりの丘障害者地域支援・研修センターが岐阜県から委託を受け実施します。)

3 研修期間・研修会場

今年度は次の通り開催いたします。

1. 講義部分を双方向型オンラインにて1日間実施。
2. 講義・演習部分を集合にて4日間実施。

※オンライン受講の方法については、受講決定時に詳細をご案内いたします。



〈講義〉

	開催日	開催場所
第1日目	令和7年2月25日(火)	オンラインにて実施

〈講義・演習〉

	開催日	開催場所
第2日目 から 第5日目	令和7年2月26日(水)～2月27日(木) 3月3日(月)～3月4日(火)	テクノプラザ 第1・第2会議室 (各務原市テクノプラザ 1-1)

4 受講対象者

障がい者等への相談支援業務に関し十分な知識と経験を有する相談支援専門員であり、『相談支援従事者現任研修』の修了後、相談支援専門員として地域相談支援事業所(指定地域相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。)又は、地域生活支援事業実施要項に規定する障害者相談支援事業若しくは基幹相談支援センターにおいて従事した期間が、本研修開始前において、通算して3年(36ヵ月)以上である者(地域相談支援事業所等の管理者として兼務した期間も算定できるものとする。)であり、現時点で岐阜県内の地域生活支援事業実施要項に規定する障害者相談支援事業若しくは基幹相談支援センターに従事し、本研修の受講にあたって市町村から推薦を受けた者及び、以下①～③のいずれかの要件を満たす者。

- ①岐阜県内の基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。
- ②岐阜県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。(平成25年度以降)
- ③その他、相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、岐阜県が適当と認める者であること。

5 募集定員

おおむね 18人

※申し込み状況によっては受講をお断りすることもありますのであらかじめご了承ください。



6 研修内容

		時間	内容
講義	第1日目	8:45～ 9:15	オンライン受付
		9:15～17:10 (休憩含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイダンス ・主任相談支援専門員の役割と視点 ・障がい福祉施策等の動向
		17:10～17:20	ふりかえりテスト

講義・演習	第2日目	9:00～ 9:30	受付
		9:30～17:30 (休憩含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成の地域での展開 ・研修・グループワークの運営方法
	第3日目	9:00～ 9:30	受付
		9:30～17:30 (休憩含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員に対する現場教育の方法と展開
	第4日目	9:00～ 9:30	受付
		9:30～17:00 (休憩含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターにおける 地域連携と地域共生社会の実現 ・多職種協働（チームアプローチ）の考え方と展開方法 ・地域援助技術の考え方と展開方法
	第5日目	9:00～ 9:30	受付
		9:30～15:50 (休憩含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域援助の具体的展開

*やむを得ず研修内容を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7 受講申込の流れ

【①受講希望者から市町村障がい福祉所管課への書類提出】

- ・受講を希望される方は、下記『提出書類』一式を、事業所が所在する岐阜県内の市町村障がい福祉所管課に直接ご提出ください。

『提出書類』

① 別紙様式1「令和6年度 岐阜県相談支援従事者主任研修 受講者推薦依頼書（市町村宛て）」
② 「相談支援従事者現任研修」の修了証のコピー
③ 別紙様式2「令和6年度 岐阜県相談支援従事者主任研修 実務経験証明及び申告書」 ※相談支援従事者現任研修修了後3年以上の経験がわかるもの
④ 利用者の自立支援に資する相談支援の実践がわかるもの 例：サービス等利用計画・障害児支援利用計画（別紙1、2、様式2-1、2-2等）、相談支援記録 等 ※個人情報には必ず全て伏せてご提出ください。

⑤ 「4 受講対象者」の②に該当する場合は、企画・講師・ファシリテーターに携わったことがわかるもの（無い場合は提出を要しません。）

例：研修センターからの講師等の依頼文書、研修テキスト（講師名、研修名、年度が分かる部分）のコピー 等

- ※1 受講を修了した方には修了証書を交付することとしているので、受講希望者の氏名、生年月日については特に誤りのないようお願いします。
- ※2 申込書類に不備があった場合は、受講不可とする場合があります。
- ※3 別紙様式1の記入例がありますので、記入される際には参考にしてください。
- ※4 **記載内容について問合せをすることがありますので、提出書類は必ず写し（コピー）を取っておい**てください。
- ※5 **各市町村障がい福祉所管課において、受講希望者から提出された受講者推薦依頼書（別紙様式1）の市町村記載欄の記入をお願いします。**
- ※6 **受講希望者が本研修の受講において適当と認められた場合は、市町村障がい福祉所管課において、本研修の入力フォームに必要事項を登録してください。**

●受講希望者から市町村への書類提出の締切

令和6年12月20日（金）17：00【必着】

※締切後の申込は一切受け付けません。余裕を持ったお申込にご協力をお願いします。

【②市町村から研修センターへの申込内容の登録・締切および書類提出方法】

各市町村障がい福祉所管課は、受講希望者のうち、本研修の受講が必要と認められる者（各市から2名まで、各町村から1名まで）について、市町村入力フォームに入力してください。（2名の場合は、1名ずつ入力していただきます）

受講希望者からの提出書類は、本研修の受講が必要と認められる者については、市町村入力フォームへの入力完了後、各市町村障がい福祉所管課から研修センターへ郵送してください。各市町村障がい福祉所管課において、受講が適当でないと判断した受講希望者については、入力フォームへの入力は必要ありませんので、受講者推薦依頼書（別紙様式1）の市町村記載欄に記入後、研修センターへ郵送してください。

●市町村から研修センターへの締切

令和7年1月6日（月）17：00【必着】

※締切後の申込は一切受け付けません。余裕を持ったお申込にご協力をお願いします。



●市町村から研修センターへの申込内容の登録方法

岐阜県障害福祉課から案内される『令和6年度 岐阜県相談支援従事者主任研修市町村入力フォーム』に入力してください。

入力フォームに入力していただくと研修事務局から返信メールが届きます。必ず返信メールが届いたことを確認していただき、返信メールが届かない場合は、研修事務局までご連絡ください。

- ※1 記載内容について問合せをすることがありますので、添付書類の保管、入力フォーム画面の印刷をお願いします。
- ※2 同一市町村で複数申込の場合は、おひとりずつ入力してください。

●研修センターから市町村推薦のあった受講希望者への連絡

市町村からの推薦があった受講希望者に対し、研修センターから詳細を入力していただくためのフォームURLを送付します。URLが送付された場合は速やかに必要事項を入力してください。入力が完了すると、研修事務局から返信メールが届きます。必ず返信メールが届いたことを確認していただき、返信メールが届かない場合は、研修事務局までご連絡ください。

8 受講の可否決定通知の送付

- 発送時期 令和7年1月下旬（予定）
- 通知先 申込フォーム記載の住所に、受講希望者宛て、市町村宛てそれぞれ郵送にて通知します。万が一、令和7年2月3日（月）ごろを過ぎても通知が届いていない場合は、障害者地域支援・研修センター（TEL 0575-29-7732）までご確認ください。

9 事前課題（受講決定者）

受講決定者全員に、事前課題を提出していただきます。

事前課題の詳細は、受講決定時にご案内いたします。

決められた期日までに事前課題の提出が無い場合は演習の受講ができません。

10 修了証書

全課程を修了した方には岐阜県知事名の修了証書を交付します。

ログイン遅れ・遅刻・途中退室・欠席した場合は、原則、修了証書は交付されません。また、受講態度の悪い方（私語、居眠り、受講中の喫煙、携帯電話の使用、移動中の車両内での受講等）も修了証書が交付されません。

11 研修負担金（振込）

研修負担金として、1人につき10,000円をご負担いただきます。受講決定通知と共に研修負担金と振込先等についてのご案内をします。

また、振込手数料、旅費及び滞在費につきましては、受講者側のご負担となります。

※受講決定された方は、必ず研修負担金をお振込ください。入金後のキャンセル・欠席など、いかなる場合においても返金はできませんので予めご了承下さい。

12 個人情報

当研修の申込書等に記載された個人情報は、参加の承認・研修負担金の徴収・お知らせ等に利用すると共に、修了証書作成等のために岐阜県へ提供します。

また、提出された個人情報は研修以外の目的で使用せず、個人情報保護法に則り適正に管理致します。

13 受講環境について

講義は、Zoomを使用しての双方向型オンライン研修のため、受講には安定したインターネット環境とパソコンが必要となります。オンライン研修の受講環境は、推薦する事業者が責任を持って確保してください。詳細については別紙をご確認ください。（ウェブカメラ、ヘッドフォン等が必要です。）

※個人受講の方で、インターネット環境とパソコンの準備が困難な方は、障害者地域支援・研修センターまでお問合せください。

14 受講に当たりサポートが必要となる方の申し出について

障がい等の理由により、サポートが必要である場合は、別紙様式3「受講に当たっての配慮の申出書」をご記入の上、提出書類一式とともに市町村障がい福祉所管課へ提出してください。なお、詳細について直接確認を取らせていただく場合があること、またご希望に十分対応しきれない場合があることをあらかじめご了承ください。

15 受講申込書の提出先・お問合せ先

宛先：ひまわりの丘障害者地域支援・研修センター
（ひまわりの丘地域生活支援センター内）

住所：〒501-3938 関市桐ヶ丘3-2

TEL：0575-29-7732

MAIL：hima-kenshu@gifu-fukushi.jp

※お電話の際は、はじめに「研修についての問合せ」とお伝えください。

（問合せ時間：平日 9：00～17：00）

